

令和6年度  
指定障害福祉サービス事業者集団指導資料

## 事業運営に関する留意事項等について (自立生活援助)

### 資料

- 自立生活援助について
- 自立生活援助事業の運営について
- 自立生活援助サービス費

東京都 福祉局 障害者施策推進部  
地域生活支援課 在宅支援担当

## 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

### ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

### ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

|               |        |                                                                     |                                                    |
|---------------|--------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <b>自立生活援助</b> | 【現 行】  | 自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位／月（30人未満）                                      | 1,090単位／月（30人以上）                                   |
|               |        | 自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位／月（30人未満）                                      | 817単位／月（30人以上）                                     |
|               | 【見直し後】 | 自立生活援助サービス費（Ⅰ） <b>1,566</b> 単位／月（30人未満）                             | <b>1,095</b> 単位／月（30人以上）                           |
|               |        | 自立生活援助サービス費（Ⅱ） <b>1,172</b> 単位／月（30人未満）                             | <b>821</b> 単位／月（30人以上）                             |
|               | 【新 設】  | <b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月</b> * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定 |                                                    |
| <b>地域移行支援</b> | 【現 行】  | 地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位／月                                             | （Ⅱ）3,062単位／月、（Ⅲ）2,349単位／月                          |
|               | 【見直し後】 | 地域移行支援サービス費（Ⅰ） <b>3,613</b> 単位／月                                    | （Ⅱ） <b>3,157</b> 単位／月 （Ⅲ） <b>2,422</b> 単位／月        |
| <b>地域定着支援</b> | 【現 行】  | ・体制確保費 306単位／月                                                      | 緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日                   |
|               | 【見直し後】 | ・体制確保費 <b>315</b> 単位／月                                              | 緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位／日 |

### ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位／月**

\* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



### ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 自立生活援助事業の運営について

## 1 自立生活援助事業者の責務

自立生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

また、関係機関との連携を図り、常に障害福祉サービスの向上に努めなければならない。

- 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
- 指定事業者等は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村（特別区を含む）、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
- 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

（障害者総合支援法 第42条）

## 2 指定・運営基準の遵守

指定事業者として、人員基準及び運営に関する基準を常に満たす必要がある。

- 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

(障害者総合支援法 第43条)

### 《条例》

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例

(平成24年12月13日東京都条例第155号)

### 《解釈通知》

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)

### 《基準の概要》

#### ■ 人員基準

|           |                                                                                                                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者       | 1名(原則専従)※管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可                                                                                                                                           |
| サービス管理責任者 | (常勤である場合)<br>利用者数60人以下:1名以上<br>利用者数61人以上:1名に、利用者数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上<br>(上記以外の場合)<br>利用者数30人以下:1名以上<br>利用者数31人以上:1名に、利用者数が60人を超えて60又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 |
| 地域生活支援員   | 1人以上<br>※利用者数25に対し1人を標準とし、利用者数が25又はその端数を増すごとに増員することが望ましい                                                                                                                 |

※サービス管理責任者と地域生活支援員について原則専従。ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は他の職務の兼務可(他の職務の常勤換算に参入することは不可)。

※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務は可

(自立生活援助サービス費の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人とみなして算定するものとする)

※相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務

併設する事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を配置することによって、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

## ■ 設備基準

事務室、相談スペース、手指洗浄の設備、その他事業に必要な設備、備品（鍵付書庫ほか）等

## ■ 指定自立生活援助事業運営基準（主なもの）

- 定期的な訪問による支援（条例第192条の18）
  - ・ 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。
- 随時の通報による支援等（条例第192条の19）
  - ・ 利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
  - ・ 利用者の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
  - ・ 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。
- 以下準用（条例第192条の20）
- 勤務体制の確保等（条例第12条）
  - ・ 指定自立生活援助事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めなければならない。
  - ・ 指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業員によって指定自立生活援助を提供しなければならない。
  - ・ 従業員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。
  - ・ 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 業務継続計画の策定等（条例第12条の2）
  - ・ 指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - 指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 内容及び手続の説明及び同意（条例第13条）
- 利用の申込みに当たって、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。
- 契約支給量等の報告等（条例第14条）
- 提供拒否の禁止（条例第15条）
- 正当な理由なく、指定自立生活援助の提供を拒んではならない。
- 連絡調整に対する協力（条例第16条）
- サービス提供困難時の対応（条例第17条）
- 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定自立生活援助を提供することが困難であると認める場合は、他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 受給資格の確認（条例第18条）
- 受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。
- 介護給付費の支給の申請に係る援助（条例第19条）
- 心身の状況等の把握（条例第20条）
- 指定障害福祉サービス事業者等との連携等（条例第21条）
- 身分を証する書類の携行（条例第22条）
- 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- 記載すべき事項：事業者の名称、従業者の氏名
- 望ましい事項：写真の貼付、職能の記載

○ サービス提供の記録（条例第23条）

- ・ 指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録しなければならない。

《記載する内容》

- ・ 指定自立生活援助の提供日
- ・ 提供したサービスの具体的内容
- ・ 実績時間数
- ・ 利用者負担額

前項の記録に関しては、利用者から確認を受けなければならない。

○ 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（条例第24条）

○ 利用者負担額等の受領（条例第25条）

- ・ 利用者負担額の受領を受けること。
- ・ 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の支払を受けることができる。
- ・ 支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- ・ 交通費等の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者に対し、内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

○ 利用者負担額に係る管理（条例第26条）

○ 介護給付費の額に係る通知等（条例第27条）

○ 支給決定障害者等に関する区市町村への通知（条例第33条）

○ 衛生管理等（条例第34条）

- ・ 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- ・ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ・ 事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

○ 掲示（条例第35条）

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- ・上記に規定する事項を記載した書面を当該指定自立生活援助事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができる。

○ 秘密保持等（条例第36条）

- ・事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ・他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により、当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

○ 情報の提供等（条例第37条）

○ 利益供与等の禁止（条例第38条）

○ 苦情解決（条例第39条）

- ・利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等事業所における苦情を解決するための措置を講じなければならない。
- ・苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
- ・区市町村、都道府県の調査への協力、指導・助言に従って必要な改善を行わなければならない。

○ 事故発生時の対応（条例第40条）

- ・都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
- ・利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

日頃より、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族・区市町村・都に対する報告をお願いします。

【都報告先】障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当（自立生活援助）

電話 03-5320-4325

【提出先フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

- 虐待の防止（条例第40条の2）
  - ・虐待の発生及び再発を防止するため、下記の措置を講じなければならない。
    - 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。
    - 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
    - 三 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
  - ・上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 会計の区分（条例第41条）
  - ・事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
- 管理者の責務等（条例第53条）
  - ・従業者及び業務の管理その他の管理
  - ・従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令
- サービス管理責任者の責務等（条例第54条、条例第192条の6）
  - ・自立生活援助計画の作成に当たり、当該利用者にアセスメントを行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
  - ・アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
  - ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該自立生活援助計画の原案に含めるよう努めなければならない。
  - ・自立生活援助計画の作成に当たっては、利用者に対する指定自立生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
  - ・自立生活援助計画を作成した際は、当該自立生活援助計画を利用者に交付しなければならない。
  - ・自立生活援助計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも3月に一回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
  - ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

- ・利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
  - ・利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
  - ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 指定自立生活援助の取扱方針（条例第62条）
- ・自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
  - ・指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
  - ・提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 相談及び援助（条例第63条）
- 運営規程（条例第192条の10）
- 記録の整備（条例第192条の11）
- ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
  - ・利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 電磁的記録等（条例第209条）
- ・作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
  - ・指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

### 3 令和6年度報酬等改定の概要（自立生活援助）

#### （1）対象者

【改定前】当該家族等が障害、疾病のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない障害者

【改定後】当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、家族等に支援が見込めない障害者

#### （2）実施主体

【改定前】指定障害サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行うものに限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者

【改定後】多様な事業主体の参入を施す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業所に限定されている実施主体に係る要件を廃止

#### （3）基本報酬の見直し

##### 自立生活援助サービス費（Ⅰ）

【改定前】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,558 単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,090 単位／月

【改定後】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,566 単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,095 単位／月

##### 自立生活援助サービス費（Ⅱ）

【改定前】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,166 単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 817 単位／月

【改定後】利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,172 単位／月

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 821 単位／月

##### 自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700 単位／月【新設】

##### 定期的な訪問等の支援の見直し

【改定前】おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問する

【改定後】定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して必要な援助を行わなければならない。

#### （4）加算・減算の新設

##### 集中支援加算 500 単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている事業所の地域生活支援員が、1 月に 6 回以上、利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合

地域生活支援拠点等機能強化加算 500 単位／月

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する。

- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営していること。又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されていること。
- 地域生活支援拠点等に位置付けられていること。
- 当該事業所（相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所）又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。

情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所等に対する減算  
所定単位の5%減算

業務継続計画未策定減算（経過措置あり）

業務継続計画の策定が義務化されたことに伴い、業務継続計画を策定していない場合は、令和7年4月1日から基本報酬が減算  
所定単位の1%減算

虐待防止措置未実施減算

令和4年度から義務化となった障害者虐待防止措置を実施していない場合は、令和6年4月1日より基本報酬が減算  
所定単位の1%減算

## （5）人員基準

ア 相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】

併設する事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を配置することによって、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができる。

イ サービス管理責任者の配置

【改定前】 30：1

【改定後】（ア）常勤である場合 60：1（他の職種と兼務不可）

（イ）（ア）以外の場合 30：1

○自立生活援助サービス費

| 基本部分             |                             | 注<br>サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合                                   | 注<br>自立生活援助計画が作成されていない場合                                      | 注<br>標準利用期間超過減算 | 注<br>虐待防止措置未実施減算 | 注<br>業務継続計画未策定減算           | 注<br>情報公表未報告減算 | 注<br>特別地域加算 | 注<br>地域生活支援拠点等機能強化加算 |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|------------------|----------------------------|----------------|-------------|----------------------|
| イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ) | (1) 30:1未満<br>(1月につき1566単位) | 減算が適用される月から4月目まで<br>× 70/100<br><br>5月以上連続して減算の場合<br>× 50/100 | 減算が適用される月から2月目まで<br>× 70/100<br><br>3月以上連続して減算の場合<br>× 50/100 | × 95/100        | × 99/100         | × 99/100<br>注 令和7年4月1日から適用 | × 95/100       | +230単位      | 1月につき500単位           |
| ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ) | (2) 30:1以上<br>(1月につき1095単位) |                                                               |                                                               |                 |                  |                            |                |             |                      |
|                  | (1) 30:1未満<br>(1月につき1172単位) |                                                               |                                                               |                 |                  |                            |                |             |                      |
|                  | (2) 30:1以上<br>(1月につき821単位)  |                                                               |                                                               |                 |                  |                            |                |             |                      |
| ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ) | (1月につき700単位)                |                                                               |                                                               |                 |                  |                            |                |             |                      |

|             |                  |                 |
|-------------|------------------|-----------------|
| 福祉専門職員配置等加算 | イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) | (1月につき450単位を加算) |
|             | ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) | (1月につき300単位を加算) |
|             | ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) | (1月につき180単位を加算) |

|            |  |                 |
|------------|--|-----------------|
| ピアサポート体制加算 |  | (1月につき100単位を加算) |
|------------|--|-----------------|

|      |  |                 |
|------|--|-----------------|
| 初回加算 |  | (1月につき500単位を加算) |
|------|--|-----------------|

|        |  |                 |
|--------|--|-----------------|
| 集中支援加算 |  | (1月につき500単位を加算) |
|--------|--|-----------------|

|        |        |                   |
|--------|--------|-------------------|
| 同行支援加算 | イ 2回以下 | (1月につき500単位を加算)   |
|        | ロ 3回   | (1月につき750単位を加算)   |
|        | ハ 4回以上 | (1月につき1,000単位を加算) |

|         |              |                 |
|---------|--------------|-----------------|
| 緊急時支援加算 | イ 緊急時支援加算(Ⅰ) | (1日につき711単位を加算) |
|         | ロ 緊急時支援加算(Ⅱ) | (1日につき94単位を加算)  |

注 地域生活支援拠点等の場合  
+50単位

|                      |  |                 |
|----------------------|--|-----------------|
| 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) |  | (1回につき150単位を加算) |
|----------------------|--|-----------------|

|                      |  |                 |
|----------------------|--|-----------------|
| 日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) |  | (1回につき100単位を加算) |
|----------------------|--|-----------------|

|            |  |                |
|------------|--|----------------|
| 居住支援連携体制加算 |  | (1月につき35単位を加算) |
|------------|--|----------------|

|                        |  |                 |
|------------------------|--|-----------------|
| 地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) |  | (1回につき500単位を加算) |
|------------------------|--|-----------------|

|                |                     |                                                     |                                                                                                                    |
|----------------|---------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・介護職員等処遇改善加算 | イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | (1月につき 所定単位×103/1,000)                              | 注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計<br>注2 令和6年6月1日から算定可能<br>注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能 |
|                |                     | (1月につき 所定単位×101/1,000)                              |                                                                                                                    |
|                | ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) | (1月につき 所定単位×86/1,000)                               |                                                                                                                    |
|                |                     | (1月につき 所定単位×69/1,000)                               |                                                                                                                    |
|                | ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) | (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)<br>(1月につき 所定単位×90/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)<br>(1月につき 所定単位×86/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)<br>(1月につき 所定単位×88/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)<br>(1月につき 所定単位×84/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)<br>(1月につき 所定単位×73/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)<br>(1月につき 所定単位×71/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)<br>(1月につき 所定単位×65/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)<br>(1月につき 所定単位×73/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)<br>(1月につき 所定単位×63/1,000)   |                                                                                                                    |
|                |                     | (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)<br>(1月につき 所定単位×52/1,000) |                                                                                                                    |
|                |                     | (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)<br>(1月につき 所定単位×56/1,000) |                                                                                                                    |
|                |                     | (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)<br>(1月につき 所定単位×50/1,000) |                                                                                                                    |
|                |                     | (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)<br>(1月につき 所定単位×48/1,000) |                                                                                                                    |
|                |                     | (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)<br>(1月につき 所定単位×35/1,000) |                                                                                                                    |